

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から61年3月まで

国民年金保険料の納付記録の照会をしたところ、申立期間について保険料の納付事実が確認できなかった。

申立期間当時は、婦人会の集金で国民年金保険料を義父の分と一緒に納めていた。申立期間前は義父、義弟の3人分の国民年金保険料を納めていたが、義弟の結婚後は義父と2人分の国民年金保険料を納めていた。夏場は夫とA町に働きに行っていたので、家計を管理していた義母に保険料のお金を預け、支払ってもらっていた。

申立期間の義父の保険料は納付済みになっているため未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和54年10月から55年3月までの期間については、B町の集金組織の存在が確認でき、申立人と一緒に国民年金保険料を納めていたとされる義父の国民年金被保険者記録は納付済みとなっている。

また、申立期間前の期間について、納付日が確認できる期間は申立人と義弟の納付日が同一であることから、基本的に一緒に国民年金保険料を納付していたと考えられ、申立期間においても義父と一緒に国民年金保険料を納めていたと考えることに不自然な点は認められない。

一方、申立期間のうち、昭和55年4月から61年3月までの期間については、特殊台帳及びB町国民年金被保険者名簿共に国民年金被保険者資格喪失日が55年4月15日と記録されていることから、資格喪失手続が行われたことが確認でき、当該資格喪失手続は、申立人が他の年金制度に加入

しておらず、夫もこの時期、年金制度に加入していないため強制加入被保険者の資格喪失事由には該当しないことから、行政側の事務処理の誤りも考えられるものの、国民年金保険料の納付の機会が失われたという事情が認められても、申立期間は国民年金被保険者資格を喪失後の期間であるため、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、夫の仕事のためC市に住民票を移した期間である昭和59年7月から61年3月までの期間については、B町で国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、申立てに係る事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から55年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

函館国民年金 事案 121

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から41年3月まで

A家では、家族すべて国民年金資格期間の保険料を納めている（義母証言）。

役場より各町内会に推進要望があり、B納付組合を作り、資格取得者は強制加入、代表が確認し、C町農協口座を通し納付していた。ゆえに当町内会全員期限内納付済みである。昭和42年より資格取得者は全員前納しており、さらに奨励金を増額してもらい、頂いた奨励金を年末行事に使用していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、同居していた申立人の夫、義父及び義母の国民年金保険料は、申立期間を含めすべて納付済みである。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を地区の納付組織に納付していたと主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していた地区では、町内会による保険料の集金が行われており、申立人が主張する集金人が実在していることが確認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和37年10月から38年12月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出年月日（昭和41年4月ごろ）を前提とすると、時効により納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月から41年3月までの国民年金保険料を、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 42 年 2 月 28 日まで

申立期間については脱退手当金が支給されているということだが、昭和 42 年 3 月に結婚し、子供が 3 歳、2 歳の二人を連れて社会保険事務所の窓口に行った覚えは無い。夫も同じ会社に勤務しており、十分給料で生活できていたと思う。会社を退職し 4 年経過して支給されているが、この間会社からは連絡は無かった。また、社会保険事務所の場所も知りません。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 4 年 8 か月後の昭和 46 年 10 月 22 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考えられない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 42 年 4 月 19 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年7月から62年3月まで
昭和61年6月末に勤務先を退職し、すぐに市役所で国民年金の加入手続きをし、納付していた。
当時は、父親が退職し年金の受給手続きを行ったところ、未納があることが分かった時期でもあり、母親から年金の手続きはきちんとするように言われていた。
未納があるなんて全く思っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年6月末に退職し、すぐに自分で国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたと申し立てているが、申立人が現在所持しており、加入手続き後にもらったとしている国民年金手帳の記号番号は、昭和62年7月ごろに払い出されていると推定され、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、保険料の納付に関する申立人の記憶が不明瞭であるため、申立期間当時の具体的な国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年3月から61年3月まで
昭和53年10月に結婚し、申立期間当時はA市B町に住んでいた。
領収書等の資料は無いが、自宅から近かった国道沿いのC駅の近くにあるD金庫か郵便局で3か月に一度納付書で国民年金保険料を納めていた記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、昭和59年3月9日に、任意加入被保険者の資格を喪失し、61年4月1日に第3号被保険者の資格を取得したことが記録されている。

また、A市の電算納付記録では申立期間の国民年金保険料は不要と記録されており、社会保険事務所のオンライン記録も昭和59年3月9日に任意加入被保険者の資格を喪失したことが記録されていることから、申立期間において任意加入被保険者でなかったことが推認される。

さらに、申立期間のうち、昭和59年度分及び60年度分に係る納付書の発行は、前年度末の時点で国民年金被保険者とされていなかったことからできなかったものと考えられ、納付書により金融機関で保険料を納付したとする申立人の主張は不自然である。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立期間について、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月から 61 年 3 月まで

20歳以降、毎月給料から母親に国民年金保険料を預け、母親が自分と両親の3人分の保険料を町内の納付組織の代表宅に持参していた。自分の領収書は、引っ越しの際に捨ててしまったが、両親の当時の領収書は残っている。

8年間保険料を支払い続けたにもかかわらず、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の時に自ら国民年金の加入手続をしたとしているものの、その加入手続や年金手帳交付に関する記憶が全く無いと述べている上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）が無く、申立期間における国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月ごろに払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間の大半は時効により納付できない期間である上、申立人は、平成17年に町内で転居するまでは、住所の異動も全く無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が供述する納付組織及び代表者の存在は確認できるものの、当該代表者は既に死亡しており、申立人の申立期間当時における国民年金保険料の納付状況について証言を得ることはできず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から58年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年1月から58年7月まで

国民年金の保険料は、3か月ごとに市役所へ行き、約5年間きっちり納付していた。1年7か月の国民年金保険料が納付されていないと聞きびっくりした。

市役所の職員が集金に来て、「あと保険料を3か月支払うと5年間納めたことになる。」と教えてくれたが、「その場で支払うと生活ができなくなる。」と言って支払を断ったとき、「もったいないですね。」と言われたことを記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年10月に国民年金に任意加入し、申立期間直前の56年12月までの国民年金保険料を、3か月ごとに、ほぼ納期限内に納付していることはA市の被保険者名簿で確認できるにもかかわらず、市役所の職員が集金に来た時点で納付されていない保険料が3か月分あり、その保険料は支払いを断った後も納付しなかったと述べていることから、申立内容には不自然な点がある。

また、申立人が記憶する申立期間の保険料額は、申立期間直前まで納付していた保険料額と推定される上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の友人及び知人から聴取したが、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける証言は得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から47年6月まで

20歳になって、母が国民年金加入手続をし、昭和43年1月から国民年金保険料を毎月、A町内会の婦人部の代表へ納めていた。国民年金手帳は、厚生年金保険に加入した時、B町役場に返したと思う。

弟も20歳になって、母に私と同じように年金を納めることを勧められた。母から、毎月二人分の年金をA町内会の婦人部に届けているという話を聞いたことがあるそうだ。

第3 委員会の判断の理由

申立人の弟については、昭和45年8月に国民年金手帳記号番号が払い出されているが、申立人については、国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情が見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとされる母親は既に亡くなっているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明であるとともに、国民年金手帳の返還について、B町は、誤った交付をした場合以外で、交付した国民年金手帳を回収することはないとしており、申立人の供述には不自然さが見られる。

さらに、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い上、申立人が主張している集金担当者が存在したかどうかについては確認できず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 10 日から 37 年 3 月 1 日まで
② 昭和 37 年 4 月 2 日から 38 年 7 月 10 日まで
③ 昭和 38 年 8 月 5 日から 41 年 9 月 1 日まで

60 歳の時に厚生年金保険の手続のために社会保険事務所へ行った時に、申立期間について脱退手当金が支給されていると言われた。その時に退職金の代わりに受け取ったのではないかと言われましたが、退職金は、退職の 1 か月後に受け取っています。半年後に退職金の代わりに受け取った記憶はありません。当時は出産後間もなく、出歩くことさえできない状況でした。脱退手当金を請求した覚えも無く、受け取った記憶も無いので年金として給付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 6 か月後の昭和 42 年 2 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を支給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 1 日から 40 年 11 月 16 日まで
60 歳の時に厚生年金保険の受給手続きをしようと社会保険事務所へ行った時、申立期間について脱退手当金が支給されているので年金としては受けられないと言われた。脱退手当金を請求した覚えは無く、受け取った記憶も無いので年金として給付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、事業所を退職した5か月後の昭和 41 年 5 月 19 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は 41 年 4 月 27 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を支給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。